

市川市公告第 144 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 6 月 10 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 星野 秀之 |
| 2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 | 20260602-0138 |

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。